

# リスク説明

## 1、本サービスにおけるリスク

① ローンファンドとは、事業を営んでいる、または営もうとしている複数社（者）の借り手に対し、運転資金、設備投資資金等を貸付ける事業に出資する仕組みです。

お客様は、株式会社ジャルコ（以下「ジャルコ」という。）との間で匿名組合契約を締結することにより、ジャルコに対して出資します。ジャルコは、お客様より出資いただいた資金を、お客様が指定したローンファンドの複数社（者）の借り手に対して貸付けを行います。この仕組みにより、お客様が借り手に対して直接にお金を貸付ける訳ではありませんが、同様の経済効果を得ることができます。

② 貸付の実行にあたっては、借り手の返済計画や提供担保等を厳正に審査し、十分に回収が見込めるとジャルコが判断した先に対して貸付を行います。貸付が実行された後に、借り手からの元利金返済が滞った場合には、お客様の分配金受け取りの遅延や出資金等が欠損する等の損失が発生する可能性があります。

③ 個々の案件により取組み方は異なりますが、貸付にあたっては原則担保を設定したり、法人または個人の連帯保証を付す等して回収可能性を高めております。この様な貸付においては、借り手からの返済が滞った場合、ジャルコは担保権を実行して貸付金の回収を図り、または連帯保証人に対して残債務の保証履行を請求し、支払いを受けることとなります。

但し、担保権の実行による回収を行った場合でも、担保物件価値の想定以上の下落や、何らかの事由による売却プロセスの遅延・阻害、連帯保証人の倒産等の法的手続きにより連帯保証人からの回収不能な場合等には、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

ジャルコが取得する主な担保権は、下記のもので考えられます。

- A) 不動産抵当権 (※1)
- B) 不動産根抵当権 (※2)
- C) 質権 (※3)
- D) 売掛債権
- E) 動産、その他

ジャルコは、担保権を取得するにあたり当該担保の評価を行います。貸付額は提供担保により充分回収できる金額として厳密な査定を行いますが、担保価値の想定以上の低下や連帯保証人の保証資力の低下等により、貸付債権が全額担保されない状況となった場合、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

④ 借り手からの返済が滞り、お客様の出資金等が毀損するリスクが生じたとしても、お客様自身が借り手に対して直接に返済の督促を行うことはできません。

## 2、運営会社であるジャルコの信用リスク

お客様がローンファンドへの出資を行った後、万が一ジャルコの信用状況が悪化した場合は、出資金の全額を返還することができなくなり、その結果として、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

## 3、借り手の返済能力の調査

お客様がローンファンドに出資されるかどうかについては、最終的にはお客様自身の判断で行っていただきますが、当該ローンファンドの借り手の返済能力の調査を行うため、ジャルコでは、貸金業法に則り下記の審査を行っています。

- 1、借り手の本人確認資料および決算書類または収入証明資料の確認
- 2、ジャルコが加盟する指定信用情報機関への借り手の信用情報の照会
- 3、借り手の事業計画書、資金繰り表等の精査・分析
- 4、その他、必要に応じて、代表者等との面談や事業所等への訪問等

これらの調査の結果、ジャルコの審査基準に満たないと判断した場合は、当該申込みをお断りさせていただきます。

## 4、連帯保証人の保証資力の調査

連帯保証人（法人または個人）の保証資力の調査を行うため、ジャルコでは、貸金業法に則り下記の審査を行っています。

### 【連帯保証人が法人の場合】

- 1、法人登記簿謄本の確認
- 2、連帯保証人の保証資力を判断するために必要な資料の確認
- 3、ジャルコが加盟する指定信用情報機関への連帯保証人の信用情報の照会

### 【連帯保証人が個人の場合】

- 1、連帯保証人の本人確認資料および収入証明資料の確認
- 2、ジャルコが加盟する指定信用情報機関への連帯保証人の信用情報の照会

これらの調査の結果、連帯保証人の保証資力が充分ではないとジャルコが判断した場合は、当該申込みをお断りさせていただきます。

## 5、借り手からの返済が滞った場合

貸付けが実行された後に、借り手および連帯保証人（以下「借り手等」といいます。）からの元利金返済が滞った場合には、お客様に対する配当等の分配ができなくなります。借り手等に対しては、ジャルコが返済の督促を行いますが、お客様が直接に返済の督促を行うことはできません。

また、借り手等が貸付契約に定める期限の利益喪失事由に抵触した場合、その他ジャルコが合理的に必要と認める場合には、ジャルコは外部の債権回収会社等（以下「債権回収受託者」といいます。）に対して、当該債権を売却することを検討します。

債権回収受託者に当該債権を売却した場合には、その売却額（※4）をお客様へ分配いたしますが、それによる回収額が債権額に満たない場合、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

（※1） 抵当権においては、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による価値の下落、土壌汚染等その土地に内在する瑕疵による価値の下落、災害等の外部要因による価値の下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する価値の下落等が発生する場合があります。

（※2） 根抵当権においては、被担保債権の元本確定がなされておらず、後に、貸付債権に係る債権者と借り手との間で別途の金銭消費貸借取引その他の取引を実施した場合、当該取引に基づく債権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなるため、個別の貸付債権に対する担保価値が希釈する可能性があります。

（※3） 担保物、売掛債権、動産においても、※1、※2の担保権と同様のリスクが内在します。

（※4） 但し、売却手続きに要した費用は差引かせていただきます。